

兵高教組

2020年10月12日

調査情報 13号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

2020 人事院勧告

月例給とは切り離して一時金についてのみの勧告

国家公務員の一時金 0.05 月引き下げの勧告

期末手当の引き下げ。再任用者の一時金は据え置き。

人事院は10月7日、国家公務員についての「職員の給与等に関する勧告と報告」のうち「特別給に関する勧告」のみを先行して、国会と内閣に対して勧告しました。9月30日までおこなわれた4月分の職種別民間給与実態調査の月例給調査にかかわる「勧告」は、今後あらためておこなわれる見込みです。

勧告の内容は、一時金を0.05月引き下げるといふものです。これは、コロナ禍で国民のいのちと安全を守るため長時間過密労働のもと昼夜を分かたず奮闘している、国家公務員の現場実態を顧みない不当なものです。全国の公務員だけでなく、地域経済にも大きな打撃を与えます。

また、この間の一時金の引き上げ改定では、「勤務実績に応じた給与を推進するため」として、すべて勤勉手当に充ててきたにもかかわらず、今回の引き下げ分について期末手当に充てていることは、成績主義を推進しようとするもので到底容認できません。

兵庫県内の公立学校教職員についても、困難な状況の中で奮闘が続いており、教職員の意欲の向上、生活改善につながる勧告が求められます。高教組は、10月末と目される一時金についての県人事委員会勧告に向けて、労働基本権制約の代償機関である県人事委員会が私たち労働者の要求を汲んだ公正な勧告を出すように、とりくみを進めていきます。

給与勧告の骨子（人事院）

1 民間給与の調査<ボーナス>

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

民間の支給割合 4.46月
（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引き下げ

4.50月分 → 4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

県人事委員会は

教職員の士気向上、生活改善につながる、一時金改善の勧告を！

県人事委員会は、一時金についての人事委員会勧告を10月末と予定しています。勧告に向けて高教組は、人事委員会との交渉を持ち、職場の要求を伝えます。

一時金については、人事院が勧告した引き下げを許さないことばかりでなく、再任用職員の一時金の支給月数が不当に低い（年2.35月）ことの改善や、公立学校で働く非常勤職員（会計年度任用職員）の一時金の改善も大きな課題です。

急を要する短期間のとりくみになりますが、高教組はすべての教職員の一時金の改善となる勧告を求めて、分会の団体署名（要求書）にとりくんでいます。

団体署名 要求項目

1. 一時金を引き上げ、教職員の士気を高め生活改善につながる勧告とすること。特に、期末手当を引き下げないこと。
2. 再任用職員の一時金支給月数を、正規職員と同等にするよう勧告すること。
3. 今年度から一時金が支給されるようになった会計年度任用職員について、支給対象を広げることも含め、一時金の引き上げにつながるよう勧告すること。

すべての教職員の一時金の改善を！